



神奈川県

KANAGAWA

神奈川県知的財産活用促進指針

改定案

(新たな名称案：かながわ知的財産活用指針)

神奈川県

目 次

はじめに	1
第1章 基本目標と基本的な方向	
1 基本目標	4
2 基本的な方向	4
第2章 各主体が担う役割	
1 産業界（企業、生産者等）が担う役割	5
2 大学・研究機関が担う役割	5
3 関係機関（日本弁理士会、発明協会、TLO、商工会・商工会議所、インキュベーター、金融機関、ファンド等）が担う役割	6
4 県・県立産技総研が担う役割	6
第3章 県・県立産技総研の取組み	
1 研究開発の強化、技術創出の促進【知的財産の創造】	8
2 創出した技術の保護【知的財産の保護】	9
3 創出した技術の活用【知的財産の活用】	9
4 地域資源の活用、ブランド化支援【知的財産の活用（高付加価値化）】	12
5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備	15
<附属資料>	17

■ はじめに

【改定の趣旨】

知的財産は、経済のエンジンを回すための重要なツールであり、本県の科学技術政策の成果を地域経済の発展と県民生活の質の向上につなげる上でも重要な役割を担っています。

本県では、全国に先駆け科学技術政策に取り組んできており、研究機関・人材等の集積により知財に関する高いポテンシャルがあるという地域の特性を生かし、知的財産を活用した産学公連携促進等による地域の産業・経済の一層の発展や豊かな県民生活の実現を目標に、平成18年7月に「神奈川県知的財産活用促進指針」を策定しました。

その後、経済のグローバル化による国際競争の激化や、通信技術の発達等による新たな産業の創出といった社会経済情勢の変化がありました。また、国においてもIoTやAIといった技術を社会の変革につなげるための一連の取り組みを「Society 5.0」と名付け、強力に推進する新たな動きがあります。こうした情勢の変化に対応し、本県では、「東京圏 国家戦略特区」、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」及び「さがみロボット産業特区」という3つの特区指定を受けるとともに、県の知的財産の推進役であった県産業技術センターと（公財）神奈川科学技術アカデミーを統合し、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（以下「県立産技総研」という。）を設立する等、様々な行政課題の解決と成長産業の振興を図る新たな取り組みを行ってきました。このような状況を踏まえ、このたび「神奈川県知的財産活用促進指針」を改定し、名称を「かながわ知的財産活用指針」（以下「指針」という。）に改めました。

なお、知的財産に関する考え方や戦略等は、時代や環境、国の制度等によっても大きく変化するものであり、必要に応じた不断の見直しが求められますが、本指針は、現在の状況を踏まえた本県における知的財産に関する基本的な考え方を示したものです。

【知的財産とは】

「知的財産」とは、人間の創造的活動によって生み出される「価値のある情報（形のないもの）」のことで（知的財産基本法第2条）。一般的に知的財産というと大企業によるヒット商品や研究者による著名な発明等を思い浮かべるかもしれませんが、そうしたものだけではなく、日常生活を便利にしたり、豊かにしたりしようとする工夫やアイデア、企業における営業上のノウハウやデータ等の有益な情報等も知的財産であり、常に私たちの身近に存在するものと言えます。

知的財産は経済的、文化的な価値があるものですが、形がないものであるため、模倣や盗用等の侵害がされやすく、また、経済のグローバル化や情報通信技術の発達に伴い、国境を越えて世界中で侵害され得てしまいます。知的財産を他者の侵害から守るために、法令により保護し、権利化したものを「知的財産権」といい、特許権（特許法）や商標権（商標法）、著作権（著作権法）等があります。知的財産を法令で守ることは、知的財産を創造する人、した人へのインセンティブになり、活発な経済的、文化的活動を促進するほか、模倣品による品質の低下等の抑止にもなるため、私たちの生活を安定化させることにもつながります。

知的財産は、身近なものであり、私たちの生活を豊かにしてくれる大変重要なものです。

【地方公共団体に求められる責務】

企業、大学、研究機関、個人、行政等、様々な主体による創造的活動を促進し、その結果として得られた知的財産を適切に保護し、有効に活用することで得られた資本を新たな知的財産の創造に投入する、という「知的創造サイクル」の好循環をつくり出すことが求められています。そこで、知的財産基本法において、「国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する」という地方公共団体の責務が明記されました。この責務を果たすために、地方自治体がつなぎ役となり、各主体の役割を踏まえた連携を推進することが求められます。

【国との連携】

地方公共団体が、各地域の特性を生かし独自の知的財産施策を実施している一方、国は毎年策定する「知的財産推進計画」に基づき、様々な知的財産に関する取組み等を展開しています。

知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルを円滑に回すためには、国と地方公共団体とが適切な役割分担をしながら、お互いに連携することが重要です。

【本県における知的財産の状況】

本県の知的財産に関するポテンシャルを見ると、研究所の新規立地件数は全国1位（出典：経済産業省 平成28年上期（1月～6月期）における工場立地動向調査について（速報））、県内居住の研究者・技術者数は全国2位（出典：総務省統計局 平成27年国勢調査抽出速報集計）、自然科学研究所数の立地件数は全国2位（出典：総務省統計局 平成26年経済センサス基礎調査）、特許等出願件数は全国4位（出典：特許庁 特許行政年次報告書2016年版〈統計・資料編〉）、大学発ベンチャー数は全国4位（出典：経済産業省 平成27年度産業技術調査事業（大学発ベンチャーの成長要因施策に関する実態調査））等、全国的に高い水準にあります。

また、イノベーション（※1）創出支援機関である県立産技総研や、農林畜水産や環境、衛生、火山等を研究する7つの県試験研究機関（※2）の活動が充実していることも本県の特性として挙げられます。

こうした知的財産に関する高いポテンシャルは、本県が全国に先駆け科学技術政策に取り組んできた成果でもあり、平成29年にも神奈川県科学技術政策大綱（第6期）を策定し、さらなる科学技術政策の推進を図っています。

このような状況から、本県の知的財産の特性とは、科学技術から生み出されるものであると考え、こうした本県ならではの知的財産の成果を地域社会に還元させることが必要です。

(※1) イノベーション

本指針でいうイノベーションとは、単なる「技術革新」のみを指すものではなく、「新しい社会的価値の創造」を指します。イノベーション創出支援とは、市場において顧客に望まれる技術や製品づくりの支援であり、県内産業と科学技術の振興を図ることにより豊かで質の高い県民生活の実現と地域経済の発展に貢献します。

(※2) 神奈川県の実験研究機関等

本県には、温泉地学研究所、環境科学センター、自然環境保全センター、農業技術センター、畜産技術センター、水産技術センター、衛生研究所の7つの試験研究機関と、イノベーション創出支援機関である県立産技総研という多様な試験研究機関等（以下「県試等」という。）があります。

県試等は、生活環境の安全確保、農林畜水産物等の品種開発、中小企業に対するものづくり支援等、地域に密着し、県民に開かれた機関として活動しています。県試等は創造的活動の成果を地域経済の活性化と県民生活に結び付けていく上で、重要な役割を担っています。

■ 第1章 基本目標と基本的な方向

1 基本目標

経済のグローバル化による国際競争の激化や、情報通信技術の発達等による新たな産業の創出といった社会経済情勢の変化、人生100歳時代を迎える中、国連が提唱する持続可能な開発目標・SDGsを踏まえ、本県の特性を生かした知的財産を着実に地域社会に還元するため、次のとおり基本目標を設定します。

基本目標

目標1

神奈川県の特性を生かした知的財産による地域経済の活性化

3つの特区を活用したさらなる科学技術政策の推進や企業・研究機関の集積、県立産技総研が行う産学公金連携等によるイノベーション創出支援等から生み出される神奈川県発の知的財産により、地域経済の活性化を目指します。

目標2

神奈川県の特性を生かした知的財産による県民生活の質の向上

農林畜水産や環境、衛生、火山等を研究する7つの県試等により蓄積されたデータや研究成果を県民生活に生かすとともに、戦略的に保護・活用します。

2 基本的な方向

国の知的財産戦略の方向性を踏まえ、基本目標を実現するために、県や産業界、大学・研究機関、日本弁理士会や金融機関等といった知的財産に係る各主体がそれぞれに期待される役割を発揮し、以下のような活動を推進することが必要です。

- ・ 3つの特区を活用した産業の創出と集積による市場展開の促進
- ・ 大学・研究機関等の技術シーズと産業界の開発ニーズを結び付ける「橋渡し」
- ・ 国際標準化の推進による信頼性の確保と売れる製品づくり
- ・ 知的財産を基にして新サービスやビジネスを展開するベンチャー企業への支援強化
- ・ 資金面のサポートも取り入れた産学公金連携の強化

■ 第2章 各主体が担う役割

知的財産は様々な主体（プレイヤー）により生み出され、活用されています。本県の知的創造サイクルを円滑に回し、地域経済の活性化や県民生活の質の向上を図るためには、各主体が担う役割を果たしながら、各主体が連携することが重要です。

主体： **産業界**、 **大学・研究機関**、 **関係機関**、 **県・県立産技総研**

1 産業界（企業、生産者等）が担う役割

産業界は、地域経済の活性化に密接に係る主体であり、知的財産に着目した役割としては、新たな技術、産業等を積極的に創出すること、そして創出した技術や産業に基づいた商品を市場へ展開するという、知的財産を市場に結び付ける重要な役割を担っています。

また、知的財産を自己で実施するだけでなく、他者への実施を許諾することで産業界全体の活性化を促進するほか、他企業や大学・研究機関等との共同研究や技術移転等により、新たなイノベーション創出にも取り組んでいます。なお、自身の知的財産を製品や営業活動等に利用する場合は、知的財産を権利化し保護するほか、営業秘密やノウハウとして外部に公開しないで利用するといった方法等が考えられます。

産業界において、新たなイノベーション創出や地域経済の活性化を促進するためには、自ら開発した技術等だけではなく、マッチングによる他者の持つ技術等の活用も有効です。また、マッチング効率向上のため、産業界のニーズや、既に保有している技術を公開するといった取組みも期待されます。

さらに、神奈川発の知的財産の競争力を強化するために、市場へ展開した製品や生産物、サービス等について、ユーザーが使いやすいデザインに変更したり、加工したりすることによって高付加価値化を図ることも期待されます。知的財産の高付加価値化を図る上では、ブランド戦略が有効であり、その際にブランドとしての信用やブランドのデザイン等を効果的に保護するためには、商標権や意匠権といった制度を保護の目的から多面的に検討し、利用していくことが重要です。

なお、神奈川県全体の知的創造サイクルを円滑に回すためには、産業界においては、大学・研究機関、金融機関等の関係機関といった各主体と連携しながら新技術の開発や製品化を進めるためのネットワークの構築が重要になります。

2 大学・研究機関が担う役割

大学・研究機関は、知的財産の創造・保護・活用とその社会への還元、そして専門的な人材の育成という役割を担っています。

知的財産の創造においては、産業界では取り組みにくい基礎的な研究、技術革新の進展をリードするような研究等を行い、その成果を技術移転や共同研究、大学発ベンチャー等により産業界に展開するといった取組みを行っています。

また、大学・研究機関での研究成果を基にした応用研究や、産業界への技術移転が安心

して行えるようにするため、研究成果の権利化による保護を行うほか、研究の性質等によっては研究成果を権利化するのではなく、学会等で発表して社会へ還元する場合があります。

大学・研究機関においても、研究成果を社会へ還元するため、各主体との連携が必要ですので、産学公金連携のつなぎ役である県・県立産技総研と協働したネットワークへの参加が重要です。

3 関係機関（日本弁理士会、発明協会、TLO、商工会・商工会議所、インキュベーター、金融機関、ファンド等）が担う役割

日本弁理士会や発明協会、TLO（技術移転機関）等の関係機関は、知的財産を創出する産業界や大学・研究機関等の各主体に対し、知的財産についての専門的見地から支援を行い、知的財産の創造・保護・活用を促進する役割を担っており、知的財産に関する相談や権利化への対応、技術移転、海外展開等に対する様々な支援が期待されます。

商工会・商工会議所やインキュベーター（起業に関する支援を行う事業者）は、産業界と密接に関り、創業や経営に対する支援が期待されます。

金融機関（銀行・信用金庫等）やファンドは、産業界に対する資金面での支援を行い、新たな知的財産の創造を支える役割を担っており、県内企業や生産者のニーズ及び技術等を把握し、有望な技術等に対する融資等が期待されます。

4 県・県立産技総研が担う役割

県・県立産技総研は、県内の知的創造サイクルを円滑に循環させるために、産業界のニーズと大学等の技術をつなぐ、または金融機関やファンド等と産業界をつなぐといった、産学公金連携のつなぎ役としての役割を担います。

また、産業界や県民等のニーズや地域課題に応じた研究開発等を推進するとともに、創造した知的財産を地域社会に還元することや、技術や情報、資金等の提供、評価法の確立、認定制度等を通じて、産業界や大学等の各主体に期待される役割を支援することも求められています。そのため、例えば、3つの特区を活用した成長分野産業の創出と集積による知的財産の市場展開の後押し、県立産技総研による大学・研究機関等の技術シーズと産業界の開発ニーズを結び付ける「橋渡し」の強化や国際標準化に向けた取組み、さらに革新的なアイデアや技術といった知的財産を基にして新しいビジネスを展開するベンチャー企業への支援等に取り組んでいきます。

加えて、国で実施されている知的財産に関する様々な取組みについて、県内市町村とも連携しながら情報提供や支援策の案内等を行うことにより、地域社会と国の取組みをつなげる役割や、国の取組みでカバーできない分野に関して、地域の特色やニーズを反映した取組みで補完する役割も期待されています。

※ 国との連携

国では、近年知的財産を特に重要視しており、毎年策定される「知的財産推進計画」に基づき、様々な取組み等を展開している一方、地方自治体では、地域の特性を生かし独自の知的財産施策を実施しています。知的創造サイクルを円滑に回すためには、国と地方自治体とが適切な役割分担をしながら、お互いに連携することが重要です。

本県では、産業界への知的財産支援の推進体制として「知的所有権センター(本部：県立産技総研、支部：県立川崎図書館、(一社)神奈川県発明協会)」という体制を取っており、国や日本弁理士会等の関係団体等と連携して知的財産に関する相談窓口の設置やセミナー、マッチングイベント等のサービスを提供しています。

■ 第3章 県・県立産技総研の取組み

1 研究開発の強化、技術創出の促進【知的財産の創造】

(1) 科学技術政策大綱に基づく科学技術活動の展開

各主体と協力しながら、科学技術政策大綱（第6期）に基づき、「経済のエンジンを回す」科学技術活動の展開を推進します。

(2) 産業界、大学・研究機関の研究開発支援

新技術や新製品の研究開発を促進するためには、産業界のニーズと大学・研究機関の知識を結び付ける「橋渡し」が非常に重要です。

県立産技総研では、新技術や新製品の開発を促進するために、大学・研究機関の有望な研究シーズを企業等への技術移転につなげるプロジェクト研究（研究数 12 件／平成 29 年度）の実施や、中小企業等の開発ニーズを基に研究テーマの設定をし、事業化促進研究（研究数 8 件／平成 29 年度）を行うことにより、大学・研究機関の研究シーズと中小企業等の開発ニーズの双方向から「橋渡し」を推進します。

また、革新的なアイデアや技術といった知的財産を基にして、新しいサービスやビジネスを展開するベンチャー企業は、神奈川発のイノベーション創出のために重要な役割を担っており、金融機関、ファンド等との連携による支援等、ベンチャー企業に対する支援をさらに強化します。

○ ベンチャー企業への支援強化

本県では、ライフサイエンス等の成長分野や、社会的課題の解決に取り組む分野において、質の高いベンチャー企業の創出を促進するとともに、各々の事業ステージやニーズに応じた成長支援を実施します。

<ベンチャー企業の創出促進>

潜在的起業家等を掘り起こし起業への関心を喚起するため、事業化の可能性がある技術を有する者や地域課題の解決に関心がある者、また、培った知識等を活かしたいと考えるシニア層を対象とした起業啓発セミナーを開催します。

併せて、ベンチャー企業創出やシニア層による起業の可能性を広く周知することを目的に、ビジネスプランコンテストを開催します。

<事業ステージに応じた成長支援>

事業の拡大に向け、ベンチャー企業が共通して直面する資金調達や認知度向上等の経営課題をテーマに、各分野のプロフェッショナルによる連続講座を実施するとともに、高い技術力を有するベンチャー企業等に対し、個別のニーズに応じた集中支援を行うといったアクセラレーションプログラムを実施します。

また、高い成長が期待されるライフサイエンス・エネルギー・IT分野等において、事業化に取り組むベンチャー企業に対し開発経費等の一部補助を行います。

(3) 県試等による研究開発

県試等による地域ニーズや研究シーズに基づいた研究開発の推進により、新たな知的財産の創出を促進します。また、大学や企業等との共同研究により地域課題の解決や地域経済の活性化を図ります。

2 創出した技術の保護【知的財産の保護】

(1) 産業界の知的財産の保護に対する支援

県内企業等が生み出した知的財産を、各自の戦略や知的財産の性質等に応じて適切に権利化するために、知的財産セミナーや相談会を開催するほか、秘密保持契約や共同研究開発契約等の各種契約のアドバイスや提案等の支援を行います。

(2) 県試等の知的財産の保護

県試等の研究成果については、専門的人材の活用等により、知的財産の性質等に応じて戦略的な権利化を行います。

なお、知的財産を権利化し、件数を増やすことが目標ではなく、あくまで研究成果の性質や市場動向、地域ニーズ等を勘案して、権利化の要否やその手法等の適切な判断が重要と考えます。

(3) 権利侵害対策

企業等の知的財産に対する権利侵害への対策については、国が全国の地方自治体に設置する「知的財産総合支援窓口」や、その窓口と連携した支援を実施する県立産技総研等で相談等の支援を実施します。また、県有知的財産の権利侵害に対する対策については、特に登録品種への侵害に関して「農産物知的財産権保護ネットワーク」に加入するとともに、庁内で連携を図り、その対応にあたります。

3 創出した技術の活用【知的財産の活用】

(1) 産業界の研究開発成果の事業化支援

産業界の新たな技術を活用した製品等の円滑な市場への流通・普及のため、商品開発支援や、IoT導入支援等を行います。

また、3つの特区を活用した未病産業、最先端医療関連産業、ロボット産業等といった成長分野産業の創出と集積により、知的財産の市場展開の後押しをします。

○ 3つの特区を活用した産業の創出と集積による事業化支援

特区とは、国が、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成を促進するために、規制改革やその他の施策を重点的に進めることとした、特別な区域で

す。特区では、規制緩和をはじめ、税制・財政・金融上の支援措置を受けることが可能となっており、本県ではこうした支援措置を活用して実証実験やビジネスをしやすい環境を整え、未病産業、最先端医療関連産業、ロボット産業といった、成長分野産業の創出と集積を進めています。このような特区での取組みを推進することにより、産業界が持つ知的財産を市場へ展開する後押しをしています。

＜東京圏 国家戦略特区＞

平成26年5月に県全域が東京圏 国家戦略特区として指定されました。これまで、保険外併用療養の特例や、病床規制に係る医療法の特例といった規制緩和措置を通じて、高度医療提供を実現する取組み等を推進しており、引き続き健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指すヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを特区の活用により更に加速させていきます。

＜京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区＞

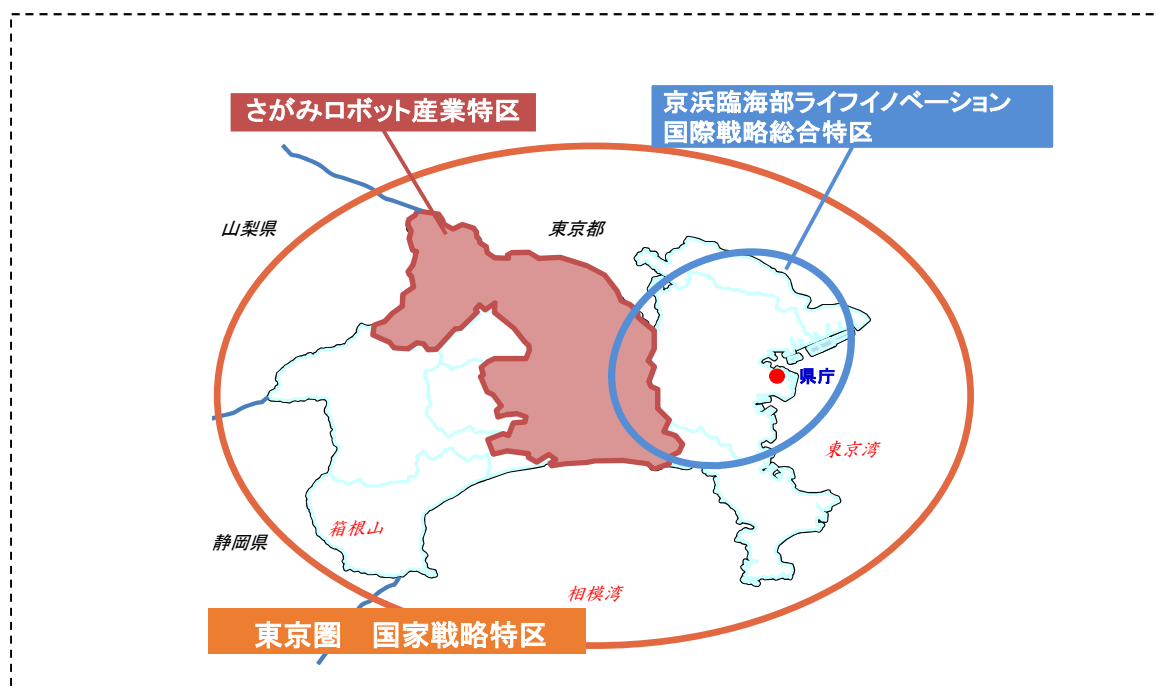
平成23年12月に国から国際戦略総合特区に指定されました。京浜臨海部に集積する産業基盤等の地域資源を最大限に活用しつつ、グローバル企業が先導して医薬品・医療機器産業を活性化させ、国際競争力の向上、関連産業や中小企業等への波及効果を引き出し、経済成長とライフイノベーションの実現に向けた取組みを推進しています。

本特区においては、神奈川発となる再生・細胞医療の早期実用化・産業化のための中核的支援施設である「ライフイノベーションセンター（LIC）」の早期整備に対し、関係省庁と協力の下、財政上の支援措置を講じたほか、同施設内のベンチャー企業等による再生医療等製品の研究開発等を促進するため、税制上の支援措置等を講じています。

＜さがみロボット産業特区＞

平成25年2月に国から地域活性化総合特区に指定されました。さがみ縦貫道路沿線地域等（10市2町）を対象地域として、生活支援ロボットの実用化や普及を促進するとともに、ロボットの実証環境の充実に向け、関連企業の集積を進めています（商品化件数（平成25～29年11月末）累計 15件、実証実験件数（平成25～29年11月末）累計 158件）。

また今後は、当初計画における介護・医療、高齢者等への生活支援、災害対応に加え、農林水産（鳥獣対策を含む）、インフラ・建設、交通・流通、観光、犯罪・テロ対策等へ対象分野を拡大し、第2期の計画を実施していきます。



(2) 産業界、大学・研究機関が保有する知的財産活用に対する支援

特許流通コーディネーターによる企業間の技術移転支援や、セミナー、マッチングイベント等の開催のほか、「神奈川版オープンイノベーション」や「神奈川R&D推進協議会」等、県独自の取組みによる大学、大企業、中小企業間の連携を推進し、知的財産の円滑な活用を促進します。

また、本県の大学における豊富な知的財産リソースの活用が地域経済の活性化につながるという観点から、ライフサイエンス等の成長分野における大学発ベンチャーの支援に取り組みます。

○ 神奈川R&Dネットワーク構想に基づくオープンイノベーションの促進

オープンイノベーションとは、新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ることであり、知的財産の創出や市場への展開において非常に重要です。

本県では、世界トップレベルの大企業、技術力のある中小企業、理工系大学、公的試験研究機関の立地・集積を生かし、オープンイノベーションによる産学公技術連携を促進することで、高付加価値型産業の創出を目指す「神奈川R&Dネットワーク構想」を掲げ、この構想を推進するため、県内企業等と県で「神奈川R&D推進協議会」(※)を組織し、取組みを進めています。

(※) 平成29年10月現在、県と大企業・大学等が23機関参加

<具体的な取組み事例>

- ・ 中小・中堅企業の優れた製品・技術等のマッチングを実施し、技術連携を促進
(神奈川R&D推進協議会のマッチング面談件数 直近3年間(平成26~28年

度) 累計 64件)

- ・ エネルギー、ライフサイエンス、ロボット等の社会的課題や成長分野を対象に研究会活動やフォーラム等を開催(神奈川R&D推進協議会のフォーラム等開催件数 直近3年間(平成26~28年度) 累計 38件)

(3) 国際標準化等への対応

神奈川から生み出された技術の競争力強化のために国際標準化を促進するとともに、その技術を用いた製品の性能や安全性の評価を行う等、県内企業等の製品づくりを支援します。こうした国際標準化等への対応により、県内企業等が国際市場で優位に立てるとともに、さらなる市場拡大につながる等といったメリットがあります。

例えば、県立産技総研では、光触媒や有機薄膜太陽電池、機能性食品(ニュートリゲノミクス評価)、衛生用品(抗菌・抗ウイルス評価)等大きく発展が期待される有望技術の評価法について、国際標準化を進めることで新技術や新製品の信頼性を確保し、中小企業等の売れる製品づくりを支援します。

また、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みとして、県衛生研究所が20年かけて開発してきた発がん性予測試験法「Bhas42細胞形質転換試験法」の応用展開を進めてきており、発がん性予測試験法の国際標準化に向けた取組みを加速していきます。

(4) 県試等の知的財産の活用

県試等の研究成果については、専門的人材の活用等により、知的財産の性質等に応じて戦略的な活用を行います。

なお、県有知的財産の活用は、実施許諾により収入を得ることだけではなく、維持・管理費用や市場動向、地域経済への貢献等、様々な面から総合的に判断し、売却や処分を行うことも活用のひとつと考えます。

(5) 研究開発成果の情報発信

県試等の研究開発成果について、施設公開、イベント、WEB等により積極的な情報発信を行います。また、安全・安心に関する取組み等、県民生活の質の向上につながるような県試等の研究開発成果や蓄積されたデータについては、権利化等により保護するだけではなく、広く県民に公開する等、オープンに利活用することも重要です。なお、情報を公開する際は、閲覧者の誤解を招くことがないよう、分かりやすい公開やレクチャーをする等、留意する必要があります。

4 地域資源の活用、ブランド化支援【知的財産の活用(高付加価値化)】

(1) 産業創出を目的としたブランド化

優れた未病産業関連の商品・サービスを県が「ME-BYO BRAND」として認定することにより、県民の未病改善の取組みを促進するとともに、未病産業の魅力を広め、産業化の牽引を図っていきます。

○ ヘルスケア・ニューフロンティアの推進

高齢化の進展は、先進国共通の課題であり、中でも、日本は最も高齢化が進んでいます。特に神奈川県は全国でも一、二を争う圧倒的なスピードで進んでいます。

そこで本県では、こうした高齢化の進展という課題の解決を目指し、「未病の改善」と「最先端医療・最新技術の追求」という二つのアプローチから健康寿命の延伸を目指すとともに、最先端の医療の分野を切り拓き、最先端医療関連産業や未病産業等新しいビジネスモデルを生み出す、ヘルスケア・ニューフロンティアを推進します。

こうしたヘルスケア・ニューフロンティアの推進において、重要なコンセプトである「ME-BYO（未病）」を浸透させるために「ME-BYO」の商標権を国内外で取得する等、知的財産の持つポテンシャルを生かしながら様々な取組みを行っています。

<具体的な取組み事例>

- ・ ME-BYO（未病）コンセプトを国内外に広く発信するため、国内と海外で取得している商標「ME-BYO」を、国内外における展示会や広報活動等におけるシンボルとして活用し、未病産業の国内外の展開を後押し
- ・ ビジネスマッチングや国際展開支援等を行う未病産業研究会（会員数：平成29年11月1日現在で507団体）において、会員法人向けに、優れた未病産業関連の商品・サービスを認定する「ME-BYO BRAND（認定数：平成29年9月6日現在で9件）」や、県民の意識・行動変容につながる未病関連商品・サービスの機能・効果等を県内で検証する「神奈川ME-BYOリビングラボ」等を実施
- ・ 最先端の未病関連商品やサービス等、未病産業の最新動向を国内外に向けて発信する展示会「ME-BYO Japan」を開催するとともに、国内外から有識者を招聘し、未病について幅広く議論する国際シンポジウム「ME-BYOサミット」を開催（平成27年度、平成29年度）

(2) 地域資源を活用したブランドの構築

地域資源の高付加価値化により、産業振興や魅力ある地域づくりを促進し地域経済の活性化につなげるため、農林畜水産物等の品種開発や品質向上、県産品のブランド化の推進、6次産業化の支援等を行います。

○ 地域ブランドづくりに向けた取組み

<具体的な取組み事例>

◆新たな品種・血統等の育成

- ・ 農林畜水産物を対象に研究する県試では、地産地消の推進や、県内農林畜水産業の活性化を図るため、消費者の多様なニーズに対応した特色ある新たな品種や血統の育成・普及を推進
- ・ 農業技術センターではカンキツの「湘南ゴールド」やダイコンの「湘白」、トマトの「湘南ポモロン」等の品種を育成
- ・ 畜産技術センターでは県内初となる県産肉用鶏「かながわ鶏」を育成



上品な甘さと、さわやかな香りが特徴の
「湘南ゴールド」



SGI-11b ikkei KKS 2011

「湘南ゴールド」は平成 25 年度にロゴマークの商標権を取得（商標権者：かながわ西湘農業協同組合）



歯ごたえと旨味が特徴の「かながわ鶏」



「かながわ鶏」は平成 29 年度にロゴマークの商標権を取得（商標権者：（一社）神奈川県畜産会）

◆地域資源の高付加価値化に対する支援

- ・ 小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会より、市内観光をしながら食べ歩きができるストリートフードの開発依頼があった。市場で低価格であった小型カマス類を用いて、水産技術センターが骨抜き具の開発と、加工品「北条一本ぬきカマス」を提案し、地元水産加工業の生産支援と、低価格魚の高付加価値化に寄与



中骨抜き具（平成 29 年度末現在、特許出願中（出願人：神奈川県））



北条一本ぬきカマス（中骨抜き具を使ってカマスの中骨を抜いたところ）



北条一本ぬきカマスのフライ

北条一本ぬき

「北条一本ぬき」は平成 27 年度に文字の商標権を取得（商標権者：小田原市）

- ・ 「神奈川県 6 次産業化推進計画」を策定し、それに基づき 6 次産業化支援を推進
- ・ 神奈川県内産農林水産物及びその加工品を「かながわブランド（登録件数：61 品目98登録品（平成29年10月11日現在））」として、神奈川県の伝統と風土に培われた名産品（工芸品、加工食品、農林水産品）を「かながわの名産100選（認定件数：工芸品20品目、加工食品45品目、農林水産品35品目（平成29年11月末現在）」として認定し、県産品の認知度向上、品質の保証を図る

(3) デザイン支援・ブランド戦略

県内企業等の研究開発成果を市場に展開させるため、技術・デザイン・経営面における企業の自社ブランド確立の総合的支援に取り組みます。

5 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備

(1) 研究開発拠点の集積促進

知的財産の創造を促進させる拠点整備のため、3つの特区での取組みも活用し、企業誘致を促進します。

○ 殿町（川崎市）を拠点とした最先端医療・最新技術の追求

<具体的な取組み事例>

- ・ 殿町（川崎市）に、再生・細胞医療やロボット及びビックデータ等の異分野融合を展開しながら最先端医療・最新技術の追求を行うイノベーション活動の拠点を構築
- ・ 特に、県と民間とが連携・協働して殿町に整備した「ライフイノベーションセンター（L I C）」を拠点に、再生・細胞医療の産業化等を強力に推進
- ・ さらに、他のインキュベート施設（かわさき新産業創造センター（K B I C）・かながわサイエンスパーク（K S P）・横浜新技術創造館リーディングベンチャープラザ）とも拠点間連携をしながら、産学公連携活動やベンチャー企業支援を実施

(2) 産学公金ネットワークの構築

知的財産の創造・保護・活用のサイクルを円滑に回し、地域経済の活性化や県民の生活の質の向上につなげるため、産業界、大学・研究機関及び金融機関等との連携を図り、ネットワークの構築を進めます。

(3) 知的財産を担う人材の育成

県内企業等の知的財産を担う人材育成のためのセミナーの開催や相談窓口の運営を実施します。また、県有知的財産の戦略的な創造・保護・活用を実施するためには、県職員（特に研究職）に対する知的財産教育が重要となるため、専門家による研修等を行い、県職員の知的財産教育強化を図ります。